

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年8月4日(水)午後3時から午後3時50分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール

3 出席委員

(1) 農業委員 (14名)

1番	椎	名	弘	委員	2番	滝	田	博	司	委員	
3番	伊	藤	明	委員	4番	戸	村	光	男	委員	
6番	加	瀬	安	委員	7番	大	木	正	俊	委員	
8番	土	屋	玲	子	委員	9番	佐	藤	和	委員	
11番	玉	澤	幸	雄	委員	12番	高	品	文	敬	委員
13番	鈴	木	茂	委員	14番	布	施	陽	子	委員	
15番	佐	藤	郁	太郎	委員	16番	布	施	行	雄	委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (12名)

18番	林	博	之	委員	19番	太	田	孝	夫	委員		
20番	小	林	重	紀	委員	21番	椎	名	正	和	委員	
22番	平	山	敏	之	委員	23番	宇	野	恵	三郎	委員	
24番	金	城	ハル	子	委員	25番	土	屋	功	委員		
26番	関	口	孝	男	委員	27番	寺	本	利	幸	委員	
28番	江	波	戸	和	男	委員	29番	秋	山	菊	次	委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (3名)

5番	塚	本	一	治	委員	10番	石	橋	慎	司	委員
17番	小	林	須	美	子	委員					

(2) 農地利用最適化推進委員 (0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 10件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 10件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件
その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員 3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和3年8月農業委員会定例総会を開会いたします。

布施会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。

委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は布施会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中14名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、3番伊藤明美委員、4番戸村光男委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の議案書を御覧ください。番号1番から3番までは、利用権設定に関する件であります。番号4番から10番までは、所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から10番について議案書を基に朗読】

番号1番から10番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号1番から3番までは、議案第2号の番号4番及び5番の農地法第5条の規定による許可申請に付随する案件であるため、議案第2号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

12番 番号1番から3番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思います。

15番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

2番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

8番 番号6番から8番の譲受人は同一です。意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

番号9番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

番号10番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号について、採決に入ります。
議案第1号について、原案のとおり決すると共に、番号1番から3番までについては、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番から10番について議案書を基に朗読】

番号1番について、建売分譲住宅(2棟)用地として畠410m²を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、転用目的が建売分譲住宅の場合、過去の許可済地での転用事業が適正に完了されていることが必要になっております。譲受人は令和3年4月1日付けで合計4棟分の許可を受けており、4棟とも既に着工済みで、9月頃に完成予定であることから、問題ないと思われます。

番号2番について、専用住宅用地として畠246m²を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、進入路用地として畠82m²を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、営農型太陽光発電設備用地として畠1, 434m²の内2.112m²を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、営農型太陽光発電設備用地として畠1, 728m²の内0.093m²を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます

番号6番について、専用住宅用地として畠178m²を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番について、専用住宅用地として畠372m²を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番と9番について、建売分譲住宅(5棟)用地として畠1, 660m²を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、転用目的が建売分譲住宅の場合、過去の許可済地での転用事業が適正に完了されていることが必要になっております。譲受人は過去に17棟分の許可を受けており、その内3棟がまだ未着工ではありますが、着工に向けて努力することです。

番号10番について、太陽光発電設備用地として畠555m²を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます

議長

ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

14番

番号1番について、譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地に建売分譲住宅の建築を計画しようとするものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号2番について、譲受人は、市内の賃貸住宅で生活しておりますが、結

婚を機に申請地に住宅を建築しようとするものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号3番について、番号1と番号2の譲受人が住宅用地として転用するにあたり、進入路が必要なため申請地を転用するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

12番 番号4番と番号5番の譲受人は同一で、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

4番 番号6番について、譲受人は、市内の賃貸住宅で生活しておりますが、子供の将来等を考え、実家近くの申請地に住宅を建築しようとするものです。第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号7番について、譲受人は、市内の賃貸住宅で生活しておりますが、子供の将来等を考え、実家近くの申請地に住宅とカーポートを建築しようとするものです。第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

3番 番号8番と番号9番の譲受人は同一で、不動産業を営んでおり、申請地に建売分譲住宅の建築を計画しようとするものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

8番 番号10番について、譲受人は、再生可能エネルギーに関する事業を営んでおり、申請地に太陽光発電設備の設置を計画しようとするものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 10件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 10件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。
これをもちまして、令和3年8月4日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。